

日進市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

1 委託業務名

日進市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

日進市では、地域再生計画（日進市まち・ひと・しごと地域創生計画）に掲げる事業に関し、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）を活用した事業実施を推進し、積極的な財源確保を目指している。

本業務は、企業版ふるさと納税におけるマッチング支援業務を委託することにより、受託者独自のネットワークやノウハウを活用し、本社が日進市以外に所在する企業に対して働きかけを行うことで、日進市の事業に関心を寄せていただき、企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指すことを目的とする。

4 業務内容

（1）企業への働きかけ

- ① 受託者は、本社が日進市外に所在する企業への連絡、訪問、情報提供その他の働きかけを行い、企業版ふるさと納税の制度の概要、寄附を行った場合のメリット、日進市が寄附を募集する事業の概要等について説明するとともに、当該企業の意向を確認する。

なお、日進市が特定の企業について、既に直接対応していることその他の理由により働きかけを控える必要があると判断し、受託者にその旨を連絡した場合、受託者は、当該企業への働きかけを行わないものとする。ただし、日進市が必要と認める場合は、日進市と受託者が協議の上、必要な調整を行うものとする。

- ② 受託者は、日進市から提供された寄附募集プロジェクトの情報をもとに企業への働きかけを行い、必要に応じて、受託者の負担により企業への説明に用いるための資料を作成する。

（2）企業とのマッチング

受託者は、働きかけを行った企業のうち、日進市に寄附を行う意向がある企業について、当該企業の了解を得た上で、寄附申込書の提出又はその他の方法により、日進市に当該企業の名称、連絡先、寄附の金額その他必要な情報を提供するなど、マッチング支援業務を行う。

（3）業務の進捗報告

受託者は、日進市に対し、本業務の処理状況について定期的に報告を行うこと。

5 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては日進市と十分に協議、連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、日進市が依頼する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するよう努めること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏えいしてはならない。また、本業務の目的以外に利用してはならない。
- (4) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、日進市と受託者が協議してこれを定めるものとする。
- (5) 委託料等の発生要件、請求要件、支払対象、支払先の判定、同一寄附企業による2回目以降の寄附、翌年度以降の寄附又は再度の寄附の取扱い、及び契約期間終了後の委託料等の発生又は請求に関する事項については、日進市が別に定める「企業版ふるさと納税支援業務の委託料に関する覚書」によるものとする。

ただし、企画提案の内容を踏まえ、日進市が適当と認める場合は、契約書、特約その他の書面に定めるところによるものとする。